臨時議会

平成26年第3回臨時議会は、5月13日招集されました。
案件の大要は次のとおりです。

報告案件

◆地方自治法第百八十条第一項の規定による専決処分の報告について　（受理）

公用車による車両物損事故に係る求償権を放棄し、和解を行った報告がされました。

条例案件

◆吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（承認）

地方税法が改正されたため、条項の削除、適用条項の変更などがあり、条例の一部が改められました。

◆吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて　（承認）

地方税法が改正されたため、賦課限度額の引き上げなどがあり、条例の一部が改められました。

財産取得

◆土地の取得について　（可決）

・所在地　吉野町大字西谷1121番の1　他5筆
・面積　33、022.37㎡
・取得価格　130、000、000円
・契約の相手方　株式会社　トクモト　代表取締役　徳本達夫（吉野町大字香束）

イオンリテール桜基金寄附

5月20日、イオンリテール㈱から、世界遺産・吉野山の桜保全継承を応援する電子マネー「吉野さくらWAON（ワオン）」カード利用額の一部160万1、990円の寄附を受けました。

イオンリテール㈱ 執行役員 近畿・北陸カンパニー 若山 支社長（右）と北岡町長

吉野桜寄付金は、今回の様に企業や個人など、全国各地から寄せられています。
吉野山の桜を今後も保護し継承していくため、これらの寄付金は有効活用されていきますので、皆様のご協力をお願い致します。

耐震診断・耐震改修 を行ってみませんか？

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の**9割近く**が**住宅の倒壊による圧死・窒息死**によるものでした。地震から家族と財産を守るには、強いわが家にすることが必要です。

吉野町では、**「既存木造住宅耐震診断支援事業」**、**「既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業」**を行っています。この機会に**「耐震診断」**、**「耐震改修」**を行ってみませんか。

耐震診断

1.対象となる住宅
・町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
・延床面積が250㎡以下でかつ、階数が2以下のもの（地階を除く）

2.費用について
・町が診断費用（4万5千円）を負担します（個人負担金は必要ありません）。

3.募集戸数
・2戸（先着順）

4.その他（留意事項）
・耐震診断を受ける前に、申し込み手続きをしていただくことが必要です。
・上記のほかにも各種要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

●平成26年度 耐震診断申込受付期間:7月1日（火）～11月28日（金）

耐震改修

1.対象となる住宅
・町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

2.補助対象工事
・改修工事前の構造評点1.0未満のものを改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる改修工事
・改修工事前の構造評点0.7未満のものを改修工事後の構造評点0.7以上の数値となる改修工事
・改修工事完成及び関係書類提出を平成27年2月28日までに完了できるもの

3.補助対象者
・耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者

4.補助費用
・50万円以上の耐震改修工事に要した費用の23%。ただし、その額が20万円未満の場合は20万円とし、50万円を超える場合は50万円を限度とします。

5.募集戸数
・2戸（先着順）

6.その他
・改修工事を行うまでに申し込み手続きをしていただくことが必要です。
・申し込み時には、耐震診断の結果の写しが必要となります。
・上記のほかにも各種要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

●平成26年度 耐震改修申込受付期間:7月1日（火）～10月31日（金）

◆お問い合わせ・お申し込み先　吉野町役場 まちづくり振興課　NTT…℡（32）3081 IP直通…℡（39）9064